

経営事項審査改正関連資料

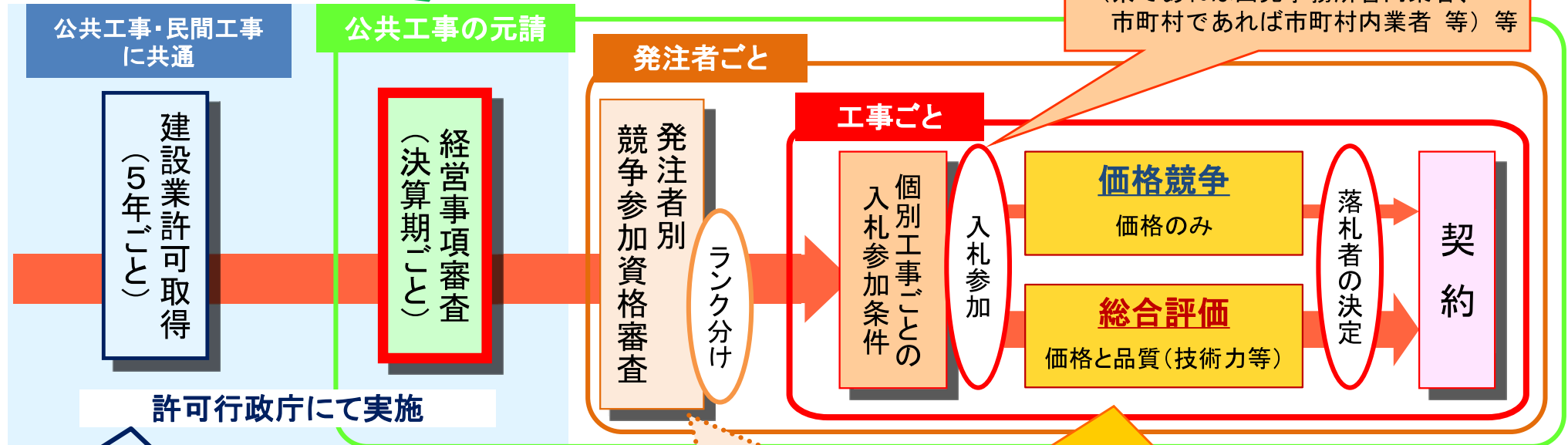
◆経営事項審査の総合評価値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
（県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等）等



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

◎工事関連項目

（工事成績、技術者数、表彰実績 等）

◎社会性関連項目

（防災協定、地元雇用 等）

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者（入札参加者）の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
〔実績、成績、手持ち工事量等〕
- 配置予定技術者の能力
- . . . 等

評価値

技術評価点

入札価格

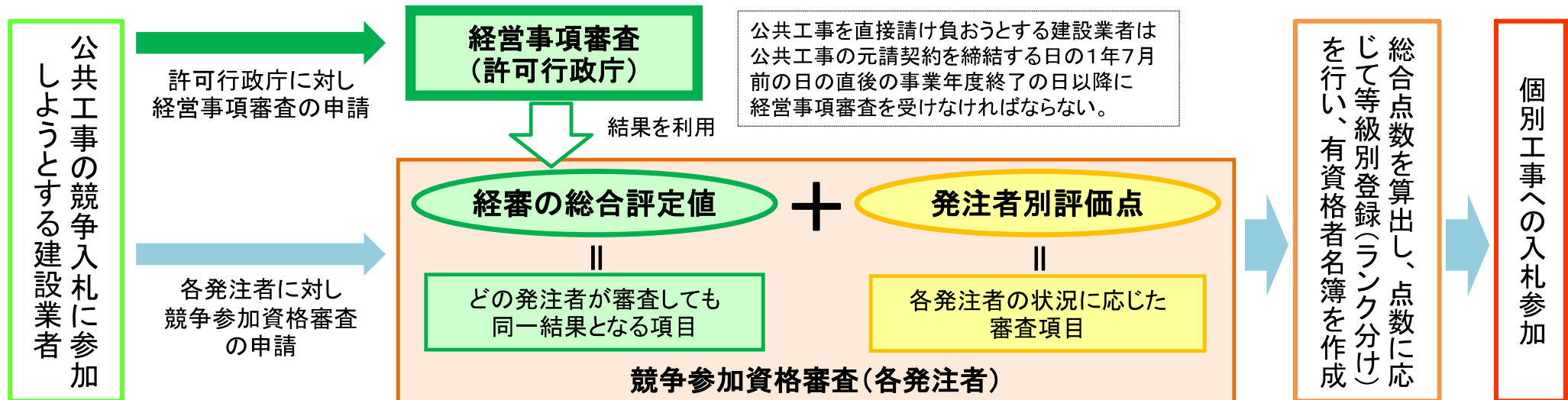
経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

○各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価

→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**

○審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減

→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細(現行制度)

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

W点のボトムの撤廃による影響

- 現在、W点において「W1：労働福祉の状況」・「W2：建設業の営業継続の状況（民事再生法適用等）」・「W4：法令遵守の状況」のいずれかで減点を受けている企業は約950業者。（経営事項審査受審企業全体の0.7%程度）
（うち、ほとんどの業者が社会保険未加入による減点）

<改正後のシミュレーション>（土木一式の場合）

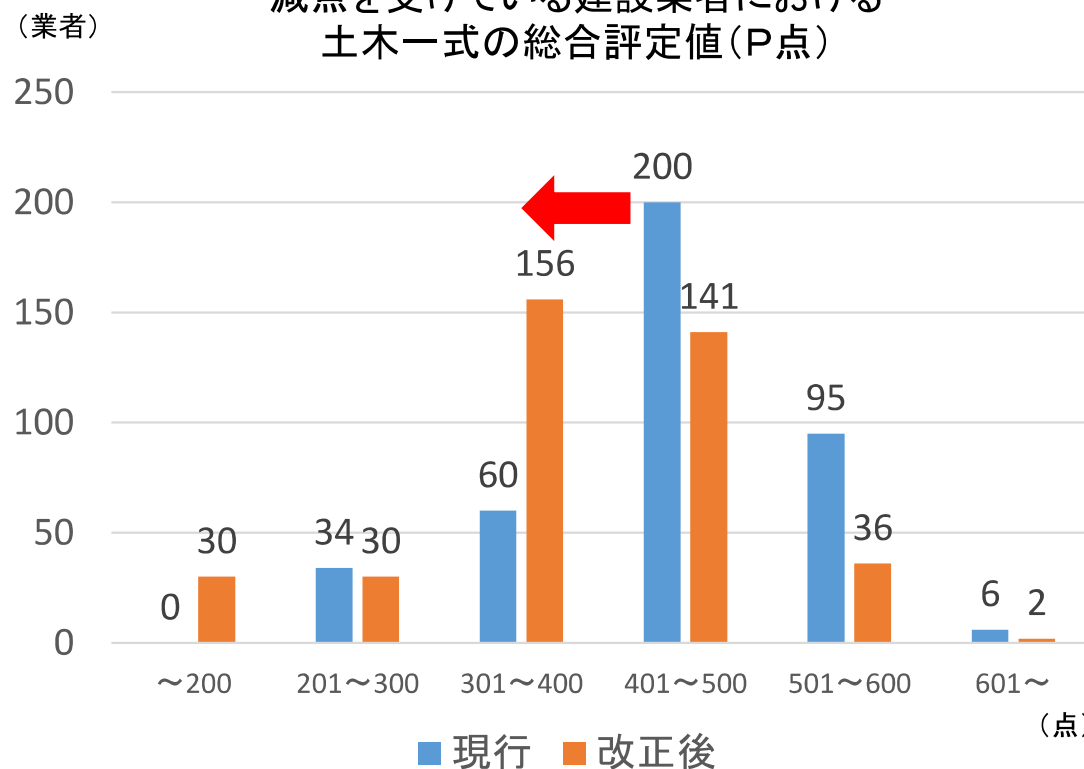
- 減点を受けている企業の総合評定値（P点）の平均値は、改正前は449点であったところ、本改正により393点へと低下。（▲56点）
- 総合評定値（P点）の分布についても、最頻値が400点台から300点台へと下方スライド。

減点を受けている建設業者における
土木一式の総合評定値(P点)の
平均値

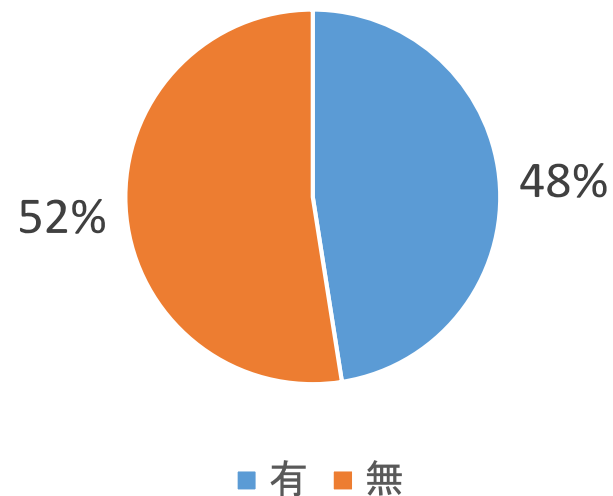
改正前	改正後
449点	393点

▲56点

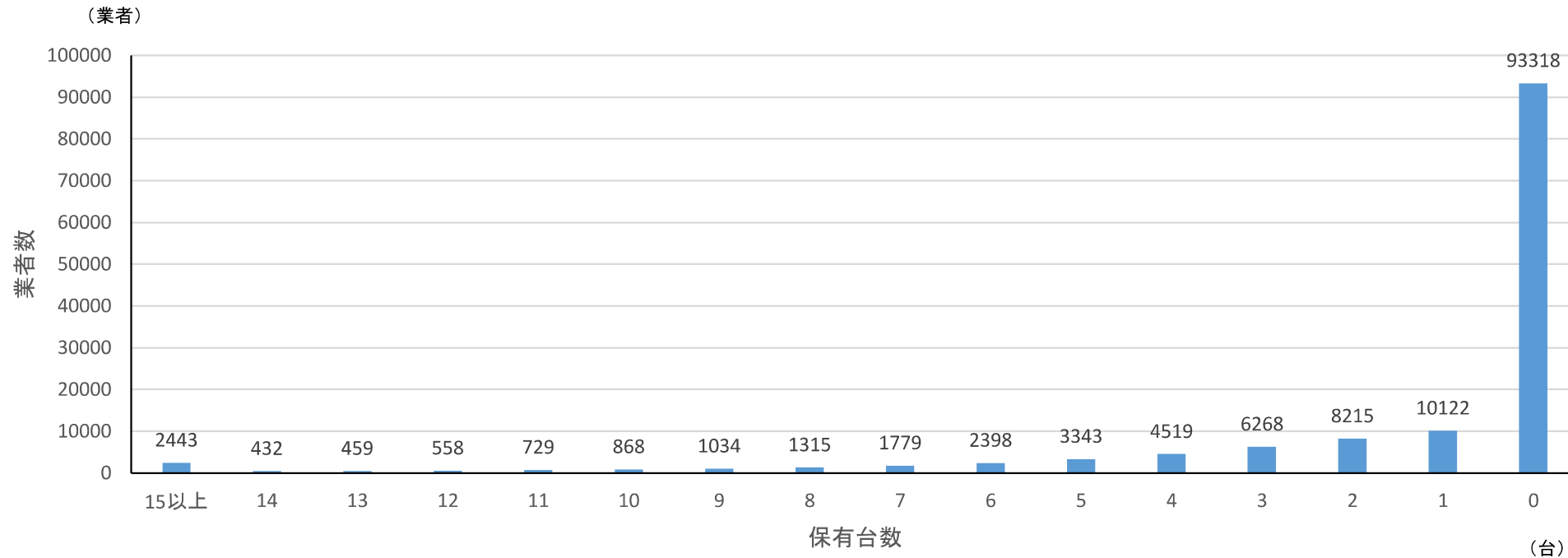
減点を受けている建設業者における
土木一式の総合評定値(P点)



○「W3:防災活動への貢献の状況」 防災協定の締結の有無



○「W7:建設機械の保有状況」



＜改正後のシミュレーション＞（土木一式の場合）

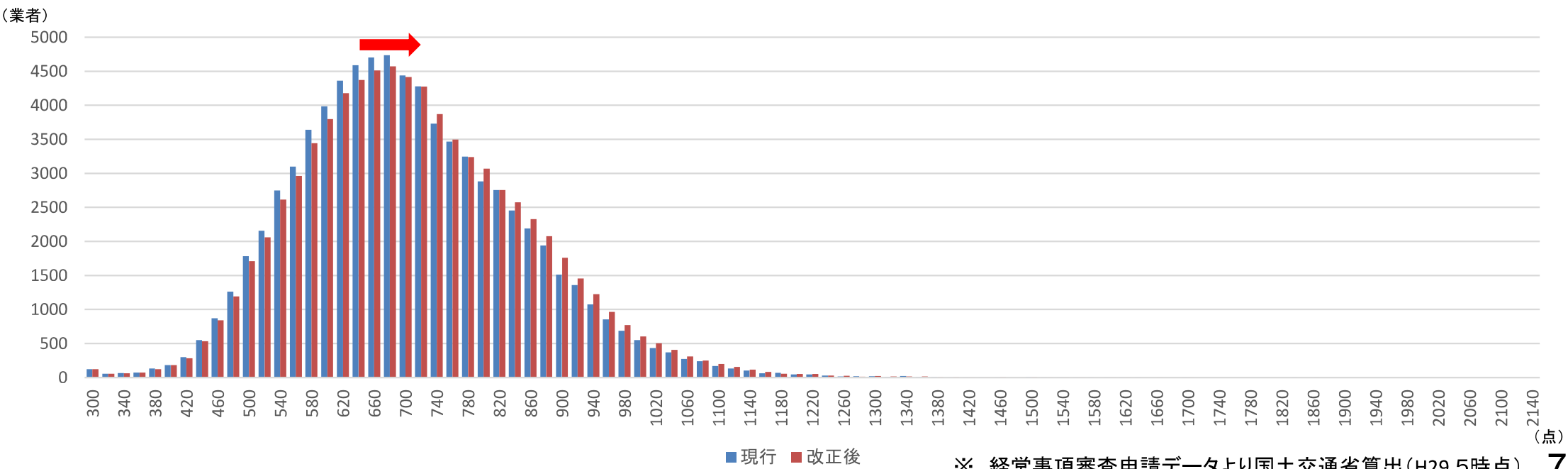
- 経審受審企業の総合評定値（P点）の平均値は、改正前は696点であったところ、本改正により703点へと上昇。（+7点）
- 総合評定値（P点）の分布については、やや上方スライド。
- ※ W点のボトムの撤廃による影響は、対象となる業者数の全体に占める割合に鑑みここでは考慮せず。

土木一式の総合評定値(P点)
の平均値

改正前	改正後
696点	703点

+7点

土木一式の総合評定値(P点)



＜改正後のシミュレーション＞

- 「W3：防災活動への貢献の状況」（防災協定の締結の有無）については、現行15点の加点評価であるところ、これを20点、25点、30点と加点幅を拡大した場合の総合評定値への影響は下表の通り。



W点が様々な企業の社会性等に関する事項を評価していることに鑑みれば、「地域の守り手」としての役割を果たそうとする企業を後押しするにあたり、評価全体のバランスをとる目的から、「W3：防災活動への貢献の状況」は20点の加点評価へと改めるのが適切

【改正によるP点の変化】

防災協定を締結している企業における、改正に伴う点数変化をシミュレーション

W3:防災活動への貢献の状況 (改正案)	W点(影響の理論値)	P点(影響の理論値)
15点(現行)	142点(現行)	21点(現行)
20点(+5点)	190点(+48点)	29点(+8点)
25点(+10点)	237点(+95点)	36点(+15点)
30点(+15点:現行の2倍)	285(+143点)	43点(+22点)

＜改正後のシミュレーション＞

○ 個別企業の規模や財務状況、購入する建設機械の金額等によって影響は異なるが、始めの数台の保有を高く評価することで、建設機械購入に伴う財務状況変化による総合評定値（P点）の低下の影響をカバーできる範囲は拡大。

➡ 防災等への備えによって「地域の守り手」としての役割を果たそうとする企業を後押し

【建設機械 1 台保有によるW点の変化】

(改正前) 建設機械 1 台保有により、W7が1点上昇 ⇒ P点は1.35点の上昇
(改正後) 建設機械 1 台保有により、W7が5点上昇 ⇒ P点は7.05点の上昇

【建設機械の購入（現金/借入）によるY点の変化】

	完成工事高	Y点	Y点 (現金購入)	購入によるP点の低下 (現金購入)	Y点低下 (借入購入)	購入によるP点の低下 (借入購入)
A社	1,000万円程度	822点	819点(▲3点)	▲0.6点	734点(▲88点)	▲17.6点
B社	2,000万円程度	839点	804点(▲35点)	▲7.0点	764点(▲75点)	▲15.0点
C社	7,000万円程度	837点	826点(▲11点)	▲2.2点	812点(▲25点)	▲5.0点
D社	2億円程度	831点	829点(▲2点)	▲0.4点	822点(▲9点)	▲1.8点
E社	17億円程度	822点	822点(±0点)	±0.0点	821点(▲1点)	▲0.2点

※ ①売上高に占める完成工事高の割合が80%以上、②Y点が全体の最頻値である800～840点程度、③土木一式の経審を取得しており、現在建設機械を保有していない、以上①～③の全ての要件を満たす企業が対象
※ 各階層の企業数のバランスが取れるよう、完成工事高により対象企業を5階層に分け、それぞれより1社を抽出して財務状況の変化をシミュレーション
※ 300万円の建設機械を、期初に1台購入したケースを想定 ※ 建設機械は耐用年数6年として算定

P点への影響

(四捨五入して算出)

(現行)
1台目でP点は
1.35点上昇

	P点の変化(現金購入)	P点の変化(借入購入)
A社	+1点	▲16点
B社	▲6点	▲14点
C社	▲1点	▲4点
D社	+1点	±0点
E社	+1点	+1点



(改正後)
1台目でP点は
7.05点上昇

	P点の変化(現金購入)	P点の変化(借入購入)
A社	+7点	▲10点
B社	±0点	▲8点
C社	+5点	+2点
D社	+7点	+5点
E社	+7点	+7点

改正により、新たに建機購入のメリットが生まれるケース

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,966点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 最低点:▲18点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

評価項目	最高点	最低点
W1: 労働福祉の状況	45	-120
雇用保険未加入	0	-40
健康保険の未加入	0	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40
建退共加入	15	0
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0
法定外労災制度への加入	15	0
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60
建設業の営業年数	60	0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0
W4: 法令遵守の状況	0	-30
W5: 建設業の経理の状況	30	0
監査の受審状況	20	0
公認会計士等数	10	0
W6: 研究開発の状況	25	0
W7: 建設機械の保有状況	15	0
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0
合計(A)	207	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,966	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$